

ある高校生との対話

榎場 雅子

（臨床心理士・精神保健福祉士）

それは、明日は節分という 2 月 2 日のこと。テレビは一斉にプロ野球の元花形選手 K の「覚醒剤不法所持で現行犯逮捕」を報じていました。その 2 日後、「市内在住の L です。高校 3 年生です」と名乗り、「K が覚醒剤不法所持で逮捕されたことについて教えてください」と一気に申立てました。

K はマンションの自室で、夜半（午前 1 時）に覚醒剤不法所持で逮捕されたというが、腑に落ちません。マスクも、警察車の後部席で弱々しく首を垂れた姿を、真正面から写していたことも、不思議です。このことは早くから洩れていたのですか。K の名誉も個人情報も守られないのですか。警察の人に聞いたら、「管轄が違います」とけんもほろろの状態でした。親は「法律に違反すれば、偉い人でも捕まるのは当たり前でしょう」と間の抜けたことを言います。そんなに簡単なことではないのです。そもそも現行犯逮捕とは、現に犯罪を犯した現場で、令状なしで逮捕できることだと理解していました。夜中に自宅に踏み込んで、逮捕する性質のものでないと理解していましたが、違うのですか。今日は学校の授業もあるのですが、急用で遅刻すると連絡を入れて、9 時を待って電話しました、と切々と訴えてきました。

覚醒剤は使用すると依存が容易に起きて、本人の健康や社会にも害を及ぼすものとして、法律で厳しく取り締まられています。その名も「覚せい剤取締法」といって、覚醒剤及びその原料の輸出、輸入、製造、譲渡、所持、使用、と具体的に規制されています。法的に禁止されている薬として、空港でも厳しい所持品検査が強化され、入手ルート of 遮断も図られているのは広く知られています。

ところが、覚醒剤の場合は銃刀法などとは違って、少量を持っている現場を押さえにくい上に、所持、使用したことによって、相対しての加害者と被害者という関係における犯罪は成立しません。いわば、自分が加害者であり、被害者であるといっても過言ではありません。そのために覚醒剤の所持、使用の現行犯逮捕ということは、非常に難しいのが現実です。

そこで警察では、容疑のある者に対しては、日常生活の周辺を秘密裏に調べて、容疑が動かないものになった現場での現行犯逮捕となります。K の場合も、群馬まで出かけて薬物を入手し自宅に戻ったところで逮捕されています、とニュースで報じられた内容を確認しながら説明しました。

それから 1 週間後、意外にもというのか、果せるかなというのか、L さんは 2 人の友人を交え、L さん宅に集まって、事を掘り下げての相談がありました。

先週あれから登校、学校で待っていた 2 人に覚醒剤不法所持による逮捕について説明しました。2 人とも納得しましたが、大切なことは、K でさえも嵌まり込んでしまう覚醒剤の怖さについて、もっと勉強すべきだと、意見が一致しました。僕たちの持っている知識は、あまりに浅薄なものだと気付きました。薬物依存について基本から教えてください、と述べたてました。

（独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業）

ひと口に「薬物依存」と言いますが、依存してしまう危険な薬物は、それほど多くはありません。繰り返しになります、使用すると依存が容易に起き、本人の健康や社会にも害を及ぼす薬は法律によって厳しく取り締まられています。換言すれば、法的に規制のある薬は依存性が強いと思ってよいでしょう。覚醒剤はその最たるものと考えられています。

薬への依存性の強さは、薬を脳に取り込んだときの興奮、心地よさの程度によって決まります。覚醒剤が脳を興奮させるのは、神経伝達物質であるドパミンの量を増やすからです。大脳辺縁系の側坐核でドパミンが大量に放出されると、例えようもない快感を味わいます。使い始めの頃には、幸福感に満たされた高揚状態で、不快な気持や疲れは一掃されて、頭が冴えた感覚が得られます。この感覚が忘れられず、繰り返し乱用した結果、自分の意志では薬が断てなくなってしまう。これが精神依存です。もし薬が手許にないと、激しい不安が起こり、強い欲求が心を揺さぶって、何としても薬を手に入れたくなります。その行動で精神依存の強さが推測されます。専門用語では、これを薬物探索行動と呼んでいます。探索行動が強くなると、自身の健康や家庭、友人関係も無視して薬を求め、時には入手のために犯罪さえ起こしてしまいます。

思い起こしてください。Kが逮捕されたときもKは群馬まで出向いて薬（覚醒剤）を入手して、自宅に戻った時点で、覚醒剤不法所持の現物を押さえられ、本人もこれを認めて逮捕されています。重篤な薬物探索行動があったと推測されます。私見になりますが、この時点で逮捕されたことは、本人にとって、安堵するところがあったのではないかと思えてなりません。

ところで禁断の薬物体験が、なぜ「乱用」にとどまらず、「依存」に進んでしまうのでしょうか。その原因は「薬（中枢作用）－環境（ストレス）－人（性格傾向）の三要素の相互作用にある」と考えられています。覚醒剤の場合、薬の中枢作用である覚醒感、疲労消失感、爽快感がなければ、薬への渴望も依存も生じません。ところが現代社会はストレスに満ちていて、一歩まちがえれば、薬物依存に陥る心理状態を生み出す要素を持っています。この弱みに付け入るのが、暴力団です。薬物（ここでは覚醒剤）を闇から闇へと売り捌いて資金源にしています。ストレスに弱く、衝動を抑えにくい性格傾向の人は、悪魔の囁きに誘われ禁制品に手を出してしまいます。1度でも使うと、その快感が忘れられず、繰り返し使うようになる。これが薬物乱用の三要因の悪循環です。

忘れてならないのは、1997年以降、若者を中心に乱用者が増え、第3次覚醒剤乱用期と言われ、すでに20年になんなんとしていることです。

第1次乱用期は、戦後の混乱時代に若者を中心に大流行して、乱用者を多く生み、依存へと進行、精神科的症状態を招くことが判明し、1951年に「覚せい剤取締法」が制定されて、取り締まりが厳しくなり、乱用者は激減しました。

ところが、1960年になると右肩上がりの好景気の中でフーテン族を中心に有機溶剤の乱用者が広がり、時を同じくして、覚醒剤の密売が暴力団の手に握られ、一般人、特に若者を巻き込んだ乱用が広がり、1970年代には第2次覚醒剤乱用期に入りました。1981年に覚醒剤乱用者が深川で、一家4人を殺害した悲惨な事件が起き、政府は諸対策を講じて、乱用は一時的に減じました。

しかし、バブル崩壊後の景気低迷と教育荒廃のなかで乱用者は増大して、第3次覚醒剤乱用期に突入して今日に至っています。

覚醒剤乱用の大衆化と社会環境との相関関係は、切り離して考えることはできません。

Lさん他2人の高校生との対話はなおも続きました。質問事項を具体的に箇条書に記した上で、念入りな質の高いものでした。

Q 薬物依存や乱用依存という用語には、専門的な見地からの独自の用法があると感じた。具体的に詳しく説明してほしい。

A 薬物乱用とは、薬物を不正な目的、方法で使用する事です。薬には正しい使い方が定められています。それを逸脱して使うことです。法で禁止されている薬を使うことも薬物乱用です。薬物依存とは、薬物乱用を続けた結果、その薬の使用を自分の意志ではやめられなくなってしまった状態です。自分の意志に逆らい、その薬を使ってしまうのは、薬への耐え難い渴望によるもので、これを「精神的依存」と呼んでいます。薬によっては、止めると体に病的諸症状が現れることがあります。心だけでなく、体までが薬なしではいられなくなってしまった状態で、これを「身体依存」と呼んでいます。

Q 覚醒剤以外で法的規制のある薬物にはどんなものがあるのか。名称と法律名を教えてください。

A 禁制薬物として代表的なものは、モルヒネ、コカイン、ヘロイン、大麻、LSD（幻覚剤）が挙げられます。法的には「麻薬及び向精神薬取締法」で、取り締まると共に、麻薬中毒者には、必要な医療を行うなどの措置を講じることにより、保健衛生上の危害を防止しようとしています。注目されるのは、向精神薬が麻薬とならんで、その取扱いについて厳しい規制があることです。医師の診察を受けず、症状が似ているからというだけで、処方薬を譲渡したり譲受することは、禁じられています。病院においても、本人を診察せずに処方箋を書くことはできません。その他「毒物及び劇物取締法」では、毒物又は劇物の製造業、輸入業、販売業については登録を受けたものでなければ行ってはならない、と規制されています。ゲートドラッグの有機溶剤の吸引やそのための所持も、この法で規制されています。

Q 覚醒剤の大衆化と若年化した理由を説明してほしい。

A これこそ、現代日本の社会に課せられた深刻な社会問題で、みんなで考えなければならない大きな問題です。思い返してください。薬物乱用は、薬—環境—人の三要素の相互性によって成り立つということ、特に著しい乱用期は、その時代背景とは切り離せない相関性があります。現代社会は、バブル崩壊後の景気低迷と教育荒廃のなかで、乱用者が増大しています。具体的には、徹夜で運転する長距離ドライバーや、仕事に対しての心理的な負担に悩む若者、果ては享乐的若者が歓楽街で使うようになって、乱用者が増大してしまいました。一方では、一般女性が「やせ薬」などという甘言に誘われて手を出してしまった例も少なくありません。他方、覚醒剤の使用法が手軽になったことも見逃せません。1994年頃までは注射器が使われていましたが、最近は薬をアルミホイルの上に乗せ、下からライターなどで炙り気化させ、吸引する方法がとられています。俗にアプリと称する手軽さが乱用者を増大させてしまったと言われています。こうして安易に乱用を続けているうちに、それだけでは満足せずに、薬物効果が高く即効性のある注射器を併用するようになった重篤なケースも数多く認められています。Kが逮捕されたときに、注射器と共にアルミホイルとライターが証拠品として押収されたのも、この証と考えてよいでしょう。

元プロ野球選手Kの覚醒剤不法所持による現行犯逮捕に関する疑問に始まった高校3年生のLさんとのふれあいは、2月の毎週木曜日のこととなり、現代社会の病理にまで言及した真摯な対話となりました。それは「対話」というにふさわしく、回を重ねるごとに問題を深く掘り下げて、互いに話し合い、考えあって、よきふれあいとなるものでした。

特に胸を打ったのは、「ぼくたちの学校は、清く正しくを教訓とし、行動面についての指導はことさらに厳しいものがあります。それにもかかわらず有機溶剤の吸引の噂がちらほらとあります。ぼくたち3人は校風委員ですが、有機溶剤が法的に規制されていることも知らなかったのです。もうすぐ卒業ですが、後輩にこのことをしっかり申し送ります」と言ってくれたことです。

「高校3年生のあなた方が、こんなにもしっかりと社会を見据えていることに感心し、心強く思いました。18歳で、選挙権を得ることに納得できたほどです」と伝えました。

3月に入って、Lさんから5回目の電話が入りました。それは相談というより、報告でした。

ぼくは以前から、将来は社会福祉の職に就きたいと、漫然と考えていました。今回、電話相談で薬物依存のことについて多くのことを学ぶなかで、薬一環境一人という相関性が心に残りました。「これだ」と思いました。「薬」という言葉を、「貧困」「非行」「孤独」などの社会悪に置き換えて考えても、全く同じように相関性があると気づきました。それは将来の夢を決定的にしました。1度も会ったことがないのに、電話を通して素晴らしいふれあいがあることも学びました。

ここで一首、**遠く住む君と握手をするように 心で通じる電話相談** と詠みあげてくれました。

薬物依存、特に覚醒剤などと言うと、「よくわからない」というのが概ね通説になっています。その理由は、「言葉自体に馴染みがないし、身近に見聞きすることもない。想像したことすらない」ということもまた通説になっています。でも、それでよいのでしょうか。「わからない」ではなく、「関心がない」のではないのでしょうか。関心があれば、「わからない」ことがらにも気付きます。このことを身を以って教えてくれたのが、18歳のLさんたち3人の高校生でした。

そして、それはひとり薬物依存だけではなく、広く諸々のことに通じるのではないのでしょうか。日頃、「おや?」「えっ?」と思うことが、ままあります。この疑問こそが関心への糸口です。この疑問を解いていこうとする姿勢が、関心へと繋がって発展します。逆にそのまま放置すれば、いつしか忘れてしまい、「わからない」ことになってしまいます。

関心があれば、「わからない」ことに気付き、わかろうと努力します。その姿勢が、それまで見えなかったことも見えてきます。ここから理解へと発展します。いささか三段論法ですが、高校生のLさんとの対話から教えられた真実です。

電話相談では、遠く住む人が握手をするように、受ける手を求めてきてくれたならば、その手をしっかり握り、共に考え、共に答えを出すことに努めます。それは「新しいふれあい」につながると信じます。これもまたLさんとの対話のなかから確認できた信条です。

〈こころの電話相談室〉

心の悩み、心のケア、心の健康に関する電話相談室をご利用下さい。

相談日 毎週木曜日 午前9時～午後9時

相談担当 榎場主任相談員 電話番号 04-7100-8369 個人情報厳正に取り扱います。

〈高校生の投げた一石〉★5回に及ぶ緊迫した「対話」を通じて高校生は何を訴えようとしたのか。覚醒剤の大衆化、若年化という社会悪に本能的な危機感を覚えたのであろうか。★身も心もボロボロにする覚醒剤。水面下では危険薬物が中学生にまで浸透しているという。大人社会はこの現実はどう応えるのか。家庭が学校が行政が地域が傍観者を装い、まるで他人事のように「わからない」と逃げるようでは、社会が劣化するばかりです(h)。